

平成 30 年 2 月  
東京税関業務部

関係各位

覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令の施行について

今般、覚せい剤原料を指定する政令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 36 号）が公布され、新たに 1 物質が覚せい剤原料に指定されましたのでお知らせします。

○追加覚せい剤原料

2, 6-ジアミノ-N-(1-フェニルプロパン-2-イル)ヘキサンアミド、  
その塩類及びこれらのいずれかを含有する物

○公布日：平成 30 年 2 月 21 日

○施行日：平成 30 年 3 月 23 日（公布日から起算して 30 日を経過した日）

【お問合せ】東京税関業務部通関総括第 2 部門  
（電話：03-3599-6338）